

事務連絡
令和2年11月12日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、「最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について」が提言され、その中で、換気の問題等、寒冷な場面における感染防止策について、「例えば特に飲食店などでは二酸化炭素濃度をモニターするなど、具体的な指針を示すこと」とされたことから、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれては、提言を踏まえ、冬期における換気等が十分なされるよう、別添の「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を所管事業者・関係団体等へ広く周知をお願いいたします。

特に、所管事業者・関係団体等には、下記事項の周知を行い、業種ごとの感染拡大防止ガイドライン（以下「業種別ガイドライン」という。）改訂の検討を促すようお願いいたします。

- 「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知すること。
特に、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度 40% 以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられることや、飲食店など、特に密が発生しやすい場所では、換気状況を確認すること等が有効であることを周知すること。
- 周知先の団体が業種別ガイドラインを策定している場合は、必要に応じ寒冷な場面における換気方法や、CO₂センサー、加湿器等の設置が有効であることを明記する等、業種別ガイドラインの改訂を検討すること。

別添：寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（令和2年11月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）